

京都市告示第 132 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき，平成 5 年 1 月 1 日 8 日付けで認可した鳥居本町自治会の代表者の変更の届出及び平成 20 年 8 月 12 日付けで認可した上梅ノ木町北部町内会の代表者，主たる事務所の変更の届出があったので，同条第 10 項の規定により，次のとおり告示します。

平成 21 年 5 月 29 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

	変更前	変更後
鳥居本町自治会	杉山 正義	新納 哲
上梅ノ木町北部町内会	黒澤 貞夫	山下 巖

2 代表者の住所

	変更前	変更後
鳥居本町自治会	京都市右京区嵯峨鳥居本北代町 1 1 番地の 4	京都市右京区嵯峨鳥居本仙翁町 5 番地の 10
上梅ノ木町北部町内会	京都市北区小山上初音町 2 2 番地の 3	京都市北区紫竹上梅ノ木町 3 9 番地の 1

3 主たる事務所

	変更前	変更後
上梅ノ木町北部町内会	京都市北区小山上初音町 2 2 番地の 3	京都市北区紫竹上梅ノ木町 3 9 番地の 1

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)